

税務署受付印

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・
経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書

※整理番号

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目	業

- リース賃貸資産について、旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。
- 経過リース資産について、経過リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			

参考事項	1 採用する事業年度	自 令和 年 月 日
	2 その他	至 令和 年 月 日

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部 門	決 算	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
---------	-----	-----	---------	-----	-------	-----

リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法・ 経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。
 - (1) 法人が法人税法施行令第49条の2第1項の規定に基づき、リース賃貸資産（同令第48条第1項第6号に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に旧リース期間定額法を採用しようとする場合
 - (2) 法人が法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号。以下「改正令」といいます。）附則第7条第2項の規定に基づき、経過リース資産（法人税法施行令第48条の2第5項第4号に規定するリース資産のうち当該リース資産についての同項第5号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの（その取得価額と同項第6号に規定する残価保証額に相当する金額が含まれているものに限りません。）をいいます。以下同じです。）の償却方法に経過リース期間定額法を採用しようとする場合
- 2 この届出書は、上記1(1)又は(2)の償却方法を採用しようとする事業年度（経過リース期間定額法の採用は令和9年3月31日以後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限りません。）の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

また、標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付し、同時にリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出と経過リース資産の償却方法に係る経過リース期間定額法の届出を行う場合には、別々に届出書を提出してください。
- 3 各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産又は経過リース資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 次の減価償却資産（次のハ及びニの減価償却資産並びに坑道を除きます。）については、耐用年数省令別表第一に規定する種類ごと。

 - (イ) 建物附属設備
 - (ロ) 構築物
 - (ハ) 船舶
 - (ニ) 航空機
 - (ホ) 車両及び運搬具
 - (ヘ) 工具
 - (ト) 器具及び備品

ロ 機械及び装置（次のハ及びニの減価償却資産を除きます。）については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
 - (2) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産又は経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産の改定取得価額（法人税法施行令第49条の2第3項又は改正令附則第7条第4項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。
 - (3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (4) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。